

様式 1〔申し合わせ事項〕：【委員会、全協：共通様式】

〔氏名： 水谷 喜和 〕

令和 3 年 10 月 19 日

四日市大学 小林 慶太郎氏による全員協議会研修報告

① 研修所感

講師が話された「東員町議会基本条例」第 21 条第 1 項による議会基本条例の検証
「第 1 項に関して検証すべきは、個々の議員の活動ではなく、「議会運営」が条例の
目的・原則等に即して適正に行われていたかどうか

また、条例に示されている条例の目的に即していたか地方自治法に定める事項（第 89
条～第 138 条が議会に関する規定）を 遵守した議会運営になっていたか」

など今回研修は我々が地方自治法を遵守し、また『全員協議会が法的に決定の場では
ない』事が解った。

町民にいかに議会活動を発信するという趣旨が大切であることを痛感した。

② 今後、研修で得た知識等について、町議会活動にどのように反映するか

「法令に違反しない限り」とはどのように判断するのかということで、法令の趣旨が規
定をしないことにあると解される場合いけないと話されており、あくまでも法令順守による
議員活動を目指して行きたい。

② その他

議会として合意形成のもと政策提言・立案ができる運営になっていたか。

議会事務局の調査及び法務機能の充実強化や組織体制の整備、独立性の確保がどの
程度図られたか？

陳情書、要望書等の取り扱いにが、東員町議会基本条例に合わせて適正に行われ
ているか、検証の必要を感じる